

# シーリアお台場三番街自治会規約

## 第1章 総則

### (名称及び事務所)

第1条 本会はシーリアお台場三番街自治会（以下「本会」という。）と称し、事務所を会長宅に置く。

### (区域)

第2条 本会は、シーリアお台場三番街4号棟、及び5号棟を区域とする。

### (会員)

第3条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する世帯をもって構成する。

- 2 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。
- 3 本会へ入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

### (目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

### (事業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災、防火に関すること
- (2) 清掃、美化等の環境整備に関すること
- (3) 会員相互の親睦に関すること
- (4) 住民相互の連絡、広報に関すること
- (5) その他、住民の生活に資すること

## 第2章 役員

### (役員の種類別)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 会長   | 1名  |
| (2) 副会長  | 2名  |
| (3) 会計   | 2名  |
| (4) 執行役員 | 10名 |
| (5) 監事   | 1名  |

### (役員を選任)

第7条 会長、副会長、会計及び監事は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 執行役員は、会員の中から、会長が委嘱する。
- 3 監事は、会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。

### (役員職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 執行役員は、会長の命を受けて、会務を分担する。  
(例：総務担当、広報担当、環境整備担当、防犯担当、交通安全担当、福祉担当、青少年担当等)
- (5) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

### (役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員解任)

第10条 役員が、規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

## 第3章 総会

### (総会の構成)

第11条 総会は、全会員をもって構成する。

### (総会の種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年4月に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、全会員の10分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条5項の規定により監事から請求があったときに開催する。

### (総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の7日前までに通知しなければならない。

### (総会の審議事項)

第14条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) その他の重要事項

### (総会の議長)

第15条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

### (総会の定足数)

第16条 総会は、全会員の10分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

### (総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### **(総会の議事録)**

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員を含む）
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

## **第4章 役員会**

### **(役員会の構成)**

第19条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

### **(役員会の招集)**

第20条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

### **(役員会の審議事項)**

第21条 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## **第5章 会計**

### **(経費)**

第22条 本会の経費は、資源回収報奨金その他の収入をもってあてる。

### **(会費)**

第23条 本会の会費は、0円とする。

### **(会計年度)**

第24条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- (1) 設立年度は設立日を開始日とする

## 第6章 雑則

### (委任)

第25条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、別に会長が定める。

### 附則

1. この規約は、平成27年1月25日から施行する。
2. 第12条2項の定期総会開催月及び第24条の会計年度を平成28年5月15日の総会に於いて改正。